

○松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

平成30年3月26日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(人員に関する基準)

第3条 条例第4条第4項の規定により規則で定める基準は，次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の従業者は，専ら当該介護医療院の職務に従事する者とする。ただし，介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この号において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。
- (2) 介護医療院の介護支援専門員は，専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし，介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって，当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは，当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。

(構造設備の基準)

第4条 条例第6条第1項第1号ただし書及び第45条第4項第1号ただし書の規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件は，次のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合は，次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上，施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第32条第2項（条例第54条において準用する場合を含む。）に規定する訓練については、施設防災計画に従い、昼間及び夜間に行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項及び第45条第5項の規則で定める火災に対する安全性の向上のための要件は、次のいずれかの要件を満たすこととする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（電磁的方法による重要事項の提供）

第5条 条例第7条（条例第54条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合において、条例第7条の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

(1) 電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合

にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護医療院は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、文書又は電磁的方法により入所申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(介護医療院が入所者から支払を受けることができる費用)

第6条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護医療院基準省令第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 介護医療院基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入

所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護医療院基準省令第14条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(感染症の予防等のための措置)

第7条 条例第33条第2項の規定により介護医療院が当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、介護医療院基準省令第33条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止のための措置)

第8条 条例第40条第1項の規定により介護医療院が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析に基づく改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(介護医療院サービスの提供に関する記録)

第9条 条例第42条第2項の規定により介護医療院が整備しなければならない入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画

(2) 条例第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型介護医療院が入居者から支払を受けることができる費用)

第10条 条例第46条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護医療院基準省令第46条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 介護医療院基準省令第46条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護医療院基準省令第46条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第46条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型介護医療院の勤務体制の基準)

第11条 条例第52条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型介護医療院についての準用)

第12条 条例第54条において準用する条例第33条第2項の規定によりユニット型介護医療院が当該ユニット型介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講じなければならない必要な措置については第7条の規定を、条例第54条において準用する条例第40条第1項の規定によりユニット型介護医療院が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない必要な措置については第8条の規定を、条例第54条において準用する条例第42条第2項の規定によりユニット型介護医療院が整備しなければならない入居者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録については第9条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第7条第4号中「介護医療院基準省令第33条第2項第4号」とあるのは「介護医療院基準省令第54条において準用する介護医療院基準省令第33条第2項第4号」と、第9条第2号中「条例第12条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第12条第4項」と、同条第3号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第4号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第47条第7項」と、同条第5号中「条例第25条」とあるのは「条例第54条におい

て準用する条例第25条」と、同条第6号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第38条第2項」と、同条第7号中「条例第40条第3項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第3項」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。